

有料職業紹介成立後の紹介手数料返戻制度について

株式会社 Sawa

株式会社 Sawa が紹介した紹介者が、入職後に専ら紹介者の責に帰すべき事由により、入職後 1 ヶ月未満で退職した場合、求人者から支払われた紹介手数料の全額を返金する。

また、入職後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の間に退職に至った場合は、求人者から支払われた紹介手数料の 50% を返金し、3 ヶ月以上在籍し退職に至った場合は返金しないものとする。

尚、支払方法が分割払いの場合は、前段の返金規定を適用せず、株式会社 Sawa は求人者に紹介者の退職日以降に締日が到来する対価の請求を行わないものとする。また本返金規定に係る退職が対価の支払い前であっても、求人者の対価支払責務は消滅しないものとする。